

# 和歌山弁護士会が主催する「紀北法律相談センター」を利用される方へ

和歌山弁護士会

上記の法律相談は、橋本市より「橋本市教育文化会館」を相談日の当日のみ借用し、事前予約制にて実施していますが、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、予約を受け付ける際に、次の各事項についてご了解をいただいておりますので、あらかじめご了承くださいませようをお願い申し上げます。

(対応期間：2020年6月1日から当面の間)

- ① 相談日当日は、マスクの着用をお願いします。
- ② 相談日当日の朝に、熱を測っていただき、測定結果を相談会場で申告（書面に記入）いただきます。
- ③ いわゆる「3密」を避けるため、相談者は1人とし、付き添いの人を含めて2人までとしてください。
- ④ 新型コロナウイルス感染症が発生した場合の追跡を行うため、相談日当日に橋本市が用意した書類に、相談者の名前、連絡先、発熱の有無等を記入いただきます。